

ヘルパーステーションたんぼぼ 利用料金表

令和6年6月1日より

1. 介護給付費

単位：円/回

サービスの内容	身体介護が中心		生活援助が中心		身体介護に引き続き行った生活援助	
	利用料	1割相当額	利用料	1割相当額	利用料	1割相当額
(1) 基本料金						
20分未満	1,630	163	—	—	—	—
20分以上30分未満	2,440	244	—	—	—	—
30分以上1時間未満	3,870	387	—	—	—	—
1時間以上1時間30分未満	5,670	567	—	—	—	—
1時間半以上(30分を増すごと)	820	82	—	—	—	—
20分以上45分未満	—	—	1,790	179	—	—
45分以上	—	—	2,200	220	—	—
20分以上45分未満	—	—	—	—	650	65
(2) 2人の訪問介護員が行う場合	上記の利用料金の2倍の額					

2. 日常生活支援総合事業費

単位：円/月

サービスの内容	利用料	1割相当額	備考
(1) 訪問型独自サービス (11)	11,760	1,176	1週に1回程度の場合(月5回)
(2) 訪問型独自サービス (21)	2,870	287	1週に1回程度の場合(月4回まで)1回あたり
(3) 訪問型独自サービス (12)	23,490	2,349	1週に2回程度の場合(月9回)
(4) 訪問型独自サービス (22)	1,790	179	1週に2回程度の場合(月8回まで) 1回あたり ※所要時間20分以上45分未満の場合
(5) 訪問型独自サービス (13)	37,270	3,727	1週に2回を超える程度の場合
(6) 訪問型独自サービス (23)	2,200	220	1週に2回程度の場合(月8回まで) 1回あたり ※所要時間45分以上の場合

3. 加算

加算の内容	利用料	1割相当額	備考
(1) 初期加算	2,000円/月	200円/月	初回訪問を行った月
(2) 緊急時訪問介護加算	1,000円/回	100円/回	計画的な訪問日以外に訪問(要介護者のみ)
(3) 生活機能向上連携加算(I)	1,000円/月	100円/月	※1
(4) 生活機能向上連携加算(II)	2,000円/月	200円/月	※2
(5) 介護職員等処遇改善加算(I)			基本サービスと加算サービスにより算定した金額の1000分の245
(6) 特定事業所加算(II) (基本単価に上乘せ)			基本サービスと加算サービスにより算定した金額の 1000分の100に相当する額
(7) 夜間(18時～22時)もしくは早朝(6時～8時)に提供の場合、所定単位数の25%を加算			

※1・・・通所リハビリテーション等を実施している事業所の医師、理学療法士等からの助言を受ける体制を構築し、助言に基づきサービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした計画を作成した場合に算定する。

※2・・・通所リハビリテーション事業所の理学療法士等がその一環として利用者の居宅へ訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、利用者の身体等の状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った場合に算定する。

4. 減算

単位：円/回

指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

5. 自己負担

単位：円/回

サービスの内容	利用料	1割相当額	備考
(1) 交通費用	150	左記の金額	片道おおむね10km未満
	10	左記の金額	10km以上で1kmにつき
(2) その他の費用	実費	左記の金額	ご利用者様等からの依頼によるもの

※介護給付費と加算部分の利用者負担額は、介護保険の負担割合に基づく額となります。

ご不明な点は、下記事業所までご連絡ください。

ヘルパーステーションたんぽぽ 0996-23-8866